

四半期報告書

(第52期第1四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

日医工株式会社

富山県富山市総曲輪一丁目6番21

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10

2 役員の状況

	10
--	----

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15

2 その他

	18
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	19
--	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月12日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期連結 累計期間	第52期 第1四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (百万円)	30,400	35,049	127,021
経常利益 (百万円)	2,549	3,234	9,615
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	1,913	2,295	6,592
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,210	4,175	9,466
純資産額 (百万円)	67,726	77,886	74,487
総資産額 (百万円)	125,513	147,236	139,834
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	32.01	38.39	110.26
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	31.99	38.32	110.14
自己資本比率 (%)	53.9	52.8	53.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」としております。
4. 当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております。（以下、従持信託といいます。）これに伴い、1株当たり四半期（当期）純利益の算定に用いられた、第51期第1四半期連結累計期間、第51期連結会計年度及び第52期第1四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数には、従持信託が所有する自己株式を含めております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の景気は、中国株式市場での株価下落やギリシャ問題など海外での懸念材料はあるものの、設備投資の持ち直しの動きなどに支えられ雇用関連指標の改善傾向に見られるように、穏やかな回復基調で推移致しました。

医薬品業界では、平成25年4月に厚生労働省から公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」での『後発医薬品はその使用数量が平成30年3月末までにその置き換え可能な市場（長期収載品＋後発医薬品）での60%とする』との目標の見直しが議論されました。その結果「骨太の方針2015」にて『2017年央に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする』という目標が閣議決定され、後発医薬品の普及に向けた目標が、さらに加速度的に高められました。

このような環境下で当社は、抗がん剤について新製品の開発から生産まで一貫して取り組むべく高薬理製造棟の建設を決定するとともに、4月にはがんに立ち向かう全ての人々をサポートすべく当社ホームページ上に『医療従事者のための「がん治療情報サイトONCOLOGY MedNavi」』をオープンしました。さらには、平成28年の承認を目指して開発中の抗ヒトTNF- α モノクローナル抗体薬NI-071（一般名：インフリキシマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品）について、第3相試験（NI071F1試験）の良好な結果が得られるなど、今後拡大が見込まれる抗がん剤およびバイオシミラー市場の取り込みに向けて着実に取り組みを進めています。

また平成27年6月収載追補品では、大型製品である「クロピドグレル錠」について、『クロピドグレル錠25mg「SANIK」』および『クロピドグレル錠75mg「SANIK」』を特許権などの許諾を受けた「オーソライズドジェネリック製剤」として独占販売する一方で、『ナフトピジル錠25mg「日医工」、50mg「日医工」、75mg「日医工」』、『ナフトピジルOD錠25mg「日医工」、50mg「日医工」、75mg「日医工」』、『レトゾール錠2.5mg「日医工」』、『イマチニブ錠100mg「日医工」、200mg「日医工」』、『レボフロキサシン錠250mg「日医工」、500mg「日医工」』、『メトホルミン塩酸塩錠250mgMT「日医工」』、『ゾルミトリプタンOD錠2.5mg「日医工」』、『オキサリプラチン点滴静注液200mg「日医工」』、『エチゾラム錠0.25mg「日医工」』の販売を開始しております。

引き続き「ジェネリック世界TOP10」を目指す第6次中期経営計画「Pyramid」（平成25年3月期～平成28年3月期）の最終事業年度として、一層の業績伸長を図るべく努めております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が350億49百万円（前年同期比15.3%増）、営業利益が31億69百万円（前年同期比22.2%増）、経常利益が32億34百万円（前年同期比26.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は22億95百万円（前年同期比20.0%増）と、増収増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる

買付け全てを一時的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、下記1. の第6次中期経営計画「Pyramid」による企業価値向上への取組み、下記2. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同の利益を向上させるための取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことになり、ひいては当社の企業価値、株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になるとともに、上記1. の基本方針にも資するものであると考えております。

1. 第6次中期経営計画「Pyramid」による企業価値向上への取組み

当社は、平成24年3月に第6次中期経営計画「Pyramid」（以下「本中期経営計画」といいます。）（平成24年4月から平成28年3月までの4事業年度）を策定し、ブランド戦略、ユーザー戦略、差別化戦略及びコスト戦略を掲げ実行しております。

当社経営陣は、中長期的な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応し、本中期経営計画を達成していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいり所存です。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

上記1. の取組みに加え、当社は、上記1. に記載の基本方針の実現に資する取組みとして当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めてきています。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合する為の体制、その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の1. 若しくは2. に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が

予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。) がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対抗措置を発動した場合、株主の皆様が保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割り当て、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_20140512_03.pdf (平成26年5月12日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」)

IV. 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成29年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっております。

2. デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止できるものとされており、従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)ではありません。

3. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

5. 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費の金額は、11億28百万円(対売上高比率3.2%)であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	60,662,652	60,662,652	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	60,662,652	60,662,652	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成27年5月12日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく短期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第2回短期新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成27年5月12日
新株予約権の数（個）	1,176（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,760（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）3
新株予約権の行使期間	平成27年6月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,880（注）4 資本組入額 1,440
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 2. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（1 株当たり 2,879 円）と新株予約権の行使時の払込額（1 株当たり 1 円）を合算しております。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

②平成27年5月12日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第2回中期新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成27年5月12日
新株予約権の数（個）	2,377（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,770（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）3
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,852（注）4 資本組入額 1,426
新株予約権の行使の条件	<p>1. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる2016年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値（当初計画値と修正値のいずれか）を上回った場合に、平成28年7月1日から平成28年9月30日の行使期間内で権利行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり2,851円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	60,662,652	—	19,976	—	18,511

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成27年3月31日の株主名簿により記載しております。

①【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 865,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,686,800	596,868	—
単元未満株式	普通株式 110,352	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	60,662,652	—	—
総株主の議決権	—	596,868	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。
2. 従持信託が所有する当社株式97,000株(議決権の数970個)につきましては、完全議決権株式(その他)に含めて表示しております。
3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が69株含まれております。

②【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日医工株式会社	富山県富山市総曲輪 一丁目6番21	865,500	—	865,500	1.43
計	—	865,500	—	865,500	1.43

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は865,770株であります。また、この他に当第1四半期連結財務諸表において、自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が86,400株あります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,032	6,169
受取手形及び売掛金	※ 21,965	※ 30,775
商品及び製品	27,987	29,435
仕掛品	6,212	6,785
原材料及び貯蔵品	8,230	9,955
繰延税金資産	826	823
その他	1,348	1,211
貸倒引当金	△803	△990
流動資産合計	79,798	84,165
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,537	16,355
機械装置及び運搬具（純額）	7,697	7,648
工具、器具及び備品（純額）	1,150	1,166
土地	6,184	6,184
リース資産（純額）	1,914	1,780
建設仮勘定	623	2,865
有形固定資産合計	34,107	36,000
無形固定資産		
のれん	1,077	1,024
リース資産	323	279
その他	3,252	3,250
無形固定資産合計	4,652	4,554
投資その他の資産		
投資有価証券	13,602	16,140
長期貸付金	6,377	5,103
その他	1,359	1,320
貸倒引当金	△64	△50
投資その他の資産合計	21,276	22,515
固定資産合計	60,035	63,070
資産合計	139,834	147,236

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,583	18,817
電子記録債務	16,172	14,935
短期借入金	2,750	5,750
1年内返済予定の長期借入金	3,996	3,717
リース債務	906	863
未払金	6,844	5,883
未払費用	660	2,193
未払法人税等	2,525	984
預り金	69	1,961
返品調整引当金	68	52
賞与引当金	861	264
その他	179	181
流動負債合計	51,618	55,605
固定負債		
長期借入金	7,831	7,184
リース債務	1,501	1,356
繰延税金負債	694	1,503
再評価に係る繰延税金負債	231	231
退職給付に係る負債	3,410	3,411
資産除去債務	53	54
その他	4	3
固定負債合計	13,727	13,744
負債合計	65,346	69,349
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,976	19,976
資本剰余金	18,684	18,696
利益剰余金	33,206	34,647
自己株式	△1,543	△1,524
自己株式申込証拠金	-	0
株主資本合計	70,324	71,796
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,809	4,707
土地再評価差額金	321	321
為替換算調整勘定	1,038	1,015
退職給付に係る調整累計額	△142	△138
その他の包括利益累計額合計	4,026	5,906
新株予約権	137	183
純資産合計	74,487	77,886
負債純資産合計	139,834	147,236

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	30,400	35,049
売上原価	19,199	21,929
売上総利益	11,200	13,120
返品調整引当金戻入額	7	16
差引売上総利益	11,207	13,137
販売費及び一般管理費	8,614	9,967
営業利益	2,593	3,169
営業外収益		
受取利息	7	26
受取配当金	18	25
為替差益	61	42
助成金収入	0	17
その他	51	85
営業外収益合計	140	197
営業外費用		
支払利息	30	27
支払手数料	10	21
売上債権売却損	32	33
持分法による投資損失	101	43
その他	9	7
営業外費用合計	184	133
経常利益	2,549	3,234
特別利益		
負ののれん発生益	270	-
投資有価証券売却益	-	0
特別利益合計	270	0
特別損失		
固定資産処分損	0	1
その他	-	0
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純利益	2,818	3,232
法人税等	904	936
四半期純利益	1,913	2,295
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,913	2,295

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益	1,913	2,295
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	388	1,720
退職給付に係る調整額	6	9
持分法適用会社に対する持分相当額	△97	150
その他の包括利益合計	297	1,879
四半期包括利益	2,210	4,175
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,210	4,175
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成23年7月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度178百万円、当第1四半期連結会計期間158百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前連結会計年度97,000株、当第1四半期連結累計期間86,400株であり、期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間196,025株、当第1四半期連結累計期間91,675株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
アクティブファーマ(株)	1,347百万円	1,347百万円
(2) その他		

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
自己信託に伴う流動化残高	998百万円	1,764百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	1,186百万円	1,200百万円
のれんの償却額	52	52

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	735(注)	利益剰余金	12.30	平成26年3月31日	平成26年6月23日

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式206,100株に対する配当金2百万円及び連結子会社が所有する自己株式(当社株式)11,300株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	855(注)1	利益剰余金	14.30(注)2	平成27年3月31日	平成27年6月22日

(注) 1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式97,000株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

2. 1株当たり配当額は、普通配当12.30円と記念配当2.00円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	32円1銭	38円39銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,913	2,295
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,913	2,295
普通株式の期中平均株式数(株)	59,787,195	59,796,983
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	31円99銭	38円32銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	37,381	111,461
(うち、新株予約権(株))	(37,381)	(111,461)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が、前第1四半期連結累計期間196,025株、当第1四半期連結累計期間91,675株それぞれ含まれております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月12日

日医工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嗣平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 膳亀 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。